

名 称	要 新 設 数	要 增 加 人 員					設 備 費	備 考		
		研 究 員			補 助 職 員	合 計				
		教 授	助 教 授	助 手						
小 計	5	3	8	1 6	2 7	2 5	5 2	百万円 5 0		
大 型 設 備										
多点遠隔記録装置								2 5		
多点地震観測装置								2 5		
加 速 度 計								2 5		
周波数分析装置								1 0		
小 計								8 5		
合 计	5	3	8	1 6	2 7	2 5	5 2	1 3 5		

表-9 資料センター研究体制計画

名 称	要 新 設 数	要 增 加 人 員					設 備 費	備 考	
		研 究 員			研 究 補 助 職 員	事 務 職 員	合 計		
		教 授	助 教 授	助 手					
資 料 セ ナ タ ー	5	5	5	2 5	3 5	5 0	2 0	1 0 5 } 6 0	
中央資料センター	1	1	1	5	7	1 5	4	2 6	
小 計	6	6	6	3 0	4 2	6 5	2 4	1 3 1 6 0	
大 型 設 備									
電 子 計 算 機								4 8 0	
万能入出力装置								4 8	
ディジタルトレーサー								4 8	
X Y レ コ ー ダ ー								1 2	
フィルムアナライザー								2 4	
スペクトル分析器								5 4	
図 化 器								1 2 0	
検 定 装 置								4 8	
撮 影 機								6	
複写・保管装置一式								3 0	
小 計								8 7 0	
合 计	6	6	6	3 0	4 2	6 5	2 4	1 3 1 9 3 0	

科学研究基金（仮称）の設置について（勧告）

標記のことについて、本会議第49回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

さきに日本学術会議が政府に勧告した「科学研究計画第1次5カ年計画」はわが国の科学研究が、総合的な予算体系のもとに発展させられなければならないことを明らかにし、その一環として「科学研究基金」の必要性について述べている。（注1,参照）

その後、各分野の科学者がこの構想を支持し、特に「科学研究基金」の早急な実現を要望しているので、ここに、その原則、運営の大綱を添えて、改めて、その制度化を勧告する。政府においては、ここにのべられた原則運営の精神を生かし、早急にその実現のため配慮されたい。

なお、この機構の組織運営の如何は今後のわが国科学研究の推進に極めて重大な影響をもつて、この制度化に際しては、必ず本会議の意見を徵されたい。

- (1) 大学等における基礎科学の経常的研究費は、早急に増額され一定の水準に到達することが必要な前提である。
（注2参照）
- (2) 現在、ここにのべるような趣旨の一部を満たすものに、文部省科学研究費があるが、その役割は、
なお、継続発展されなければならない。科学研究基金が設立された場合は、その機能を継承するものとする。
- (3) 新らしく設定される科学研究基金では、次の4つの拡大が実現されなければならない。

a) 予算規模の拡大

国の科学振興予算のなかで毎年一定の額、少くともその総額の10%程度を確保して基金にあてることが必要である。

b) 予算行使の自由度の拡大

研究を最も効率的に行なうため、必要に応じて機動的かつ彈力的に経費の支出ができるよう、従来の会計制度の固定化した不合理性を是正し、研究のため特別の予算行使の取扱いがとれることが必要である。

c) 用途の拡大

科学の各分野にわたり有機的につながり調和ある使用ができるよう、基金は研究に直接使用される経費のみでなく、研究者相互の研究の交流、成果の発表、情報の交換、旅費、一部の会員費に対して国内的にも使用できることが必要である。

流動研究、奨励金などの拡張は当然必要である。

d) 研究費の交付を受ける対象の拡大

国・公・私立大学等のみでなく、民間の研究者も交付を受ける対象とする必要がある。

- (4) 基金の管理運営にあたって、次の諸項すなわち基金の規模の決定、プロジェクトについての検討、基金の配分、調査、研究組織への援助ならびに政府、学界に対する報告については、責任をもつ科学者が直接これを行なう。

これらの諸事項を実施するために、専門委員会、調査委員会、配分委員会等を設け、正しく全国の科学者の意見が反映されること、したがってこの場合、委員の選者については、日本学術会議に推せんをもとめる。また、基金の管理運営全般については、日本学術会議と密接な連絡がとられる

ことが必要である。

注1 科学研究基金という名称は誤解をうけやすいが、ある基金を蓄積して、その利子で運営する
という思想ではなくて、寄付金は妨げないが、基本的には国の予算によって支出される金である。

注2 大学等というのは、国・公・私立の研究機関をも含む。

(添付資料)

科学研究計画第1次5か年計画について

(勧告)

科学研究基金関係部分

抜粋

総括的勧告

政府は、日本学術会議が立案した科学研究計画第1次5か年計画を尊重し、これを実施する努力を
払われたい。なお実施に際し、具体的な条件に応じて変更が行なわれることもあり得るが、その際、
基本的な考え方が変更されぬよう、そして全体的な体系が破壊されぬよう特に留意し、必要に応じて
本会議の意見を徴されたい。本会議としても勧告の成り行きについて注視し、必要と認める場合は、
重ねて勧告を行なうであろう。

以下次の5つの点について具体的な措置をとるよう勧告しその実現を要望する。

勧告第1(経常的研究)

科学の不断の研究とその継承の行なわれる場である大学に豊かな、研究環境を確保するため、現在
の研究費の水準を大巾に引き上げることが必要であり、同時に研究施設、設備並びに研究体制の近代
化を実現し得るよう従来の経常的研究費の概念を変えてその予算体系にも大巾な改善を施さなければ
ならない。国・公・私立の諸研究機関にあっても、その経常的研究に関しては大学に準じて考えられ
なければならない。

よって政府は、大学及び研究機関における経常的研究費につき本計画を基礎としてその大巾を増額
と予算体系の改善を行うよう要望する。

勧告第2(計画的研究)

近年における科学の急激な進展に伴い、上記経常的研究費による研究の他に、ある特定の目標をも
って研究を進めなければならない場合がしばしば生起する。そのような場合には多数の研究者の共同
的研究を要請することが多く、国内のみならず国際的協力の要請される場合が少くない。したがっ
てそれが、計画的に遂行されることが必要となる。また、近年研究に際して巨大な施設、設備や極め
て多額の研究費を必要とする例がいよいよ一般的となった。これらの研究を最も効果的に推進し、ま
た施設、設備についても可及的に効率を高からしめるためには、綿密な計画が必要とされる。

政府は、上記計画的に行なわれる研究の展開を援助し、本計画の示す研究所、研究機関の設立計画
の推進につき必要予算を計上し、それらの設置及び運営に遺憾なきよう配意することを要望する。

勧告第3(共通的研究施設)(共通研究基盤)

科学技術研究のあらゆる分野において、大型電子計算機の果す役割は近年ますます急速にその重要
度を加えつつある。その系統的な設置、利用の体系を立て、計画的にこれを推進して行くことが極め

て重要である。また、科学・技術研究に対する、図書、資料等の整備保存及び利用のための諸施設設備の充実、あるいはこれらを管理する人材の育成確保がますます重要となりつつある。

よって政府はこれらの共通的研究施設について必要な予算を計上し、有効な体制を推進し、その円滑な運営を可能ならしむるよう配意することを要望する。

勧告第4（科学研究基金 一 仮称）

上記経常的研究を行い、また、計画的研究を遂行するにあたって研究の自己発展的本質から、絶えず経営研究の中から生れてくる新しい着想を捉えなければならず、また計画的研究を推進をするに当っても、その進行に応じて絶えず新しい試みを行なって行かなければならない。更にまた、研究計画そのものを検討してゆくことも重要である。

そのような必要に則応するためには固定した予算に捉われることなく支出し得る、いわゆる流動的弾力的資金制度が、不可欠である。かかる性質の経費は科学者の自主判断によってのみ有効な配分が可能であるが、そのような制度が確立されれば研究費の効率を高めるうえに極めて有効である。

政府は、従来の予算制度に捉われない資金として本計画に示した「科学研究基金」（仮称）を制度化し、それに必要な年毎の予算を支出するよう要望する。

勧告第5（総合研究計画会議 一 仮称）

日本学術会議は永年に亘って、科学各分野の研究将来計画とその総合化の策定に努力して来た。またそれらの諸計画の検討は、学術会議の各種委員会において行われてきた。しかしそれは非常に不充分な予算と機構となって多大の困難の中で、多数の科学者の犠牲において遂行されてきたのである。今や、日本学術会議は、研究計画の大綱を示す段階になったが、今後その内容をさらに一層精密に検討し、必要に応じて計画を修正し、更に次の計画を策定するためには、上記各委員会の機能を、より有効に発揮させるとともに、また新しい機構体制をも整備しなければ到底所期の目的を達成することはできないであろう。この目的のためには「総合研究計画会議」（仮称）を新たに日本学術会議内に設け、各種委員会の活動と協力してその仕事を行なうことが必要であると考える。

政府は上記の目的をもつ活動を可能とするための予算を出し、日本学術会議体制を整備するよう要望する。

本 計 画 説 明

勧告第4（科学研究基金一仮称）

科学研究はその性格上、自己発展性をもち、その進行を円滑に行わせるためには、研究費が、その進行に応じて流動的、弾力的に支出されることが極めて必要である。

1. 科学研究を進めるにあたっては、それが上記の計画的研究の場合においてさえ、あらかじめ計画全体を確定することが不可能な場合が多く、予測困難な部分は絶えず存在する。したがって個々の研究計画は研究の進行に伴なって、修正する必要を生じ、その修正を有効に行なうためには、必要な時期に流動的弾力的に支出される研究費が必要である。
2. 科学研究の中、特に新して研究分野を開拓する場合、最初研究の試行に関する見通しが立たず、研究全体としては確定した計画がなく、研究を進める途中で、はじめて次の段階で試行すべきことが明らかになるのが普通である。これに対しては、最初の着想を実現し、またそれを次々に発展させて行くためには研究の進展に応じて機動的に支出される研究費の存在が不可欠である。

3. 科学研究は、その目的、方法に関して多様で、一律的な経常研究費だけでは、研究の特殊性を生かすことは不可能で、これら研究の特殊性に応じて弾力的に支出される研究費が必要である。
4. また、研究計画を立案するにあたって、研究計画そのものの検討を行うことが重要で、特にこの検討のための経費を支出する必要がある。
5. 研究を有機的に関連して進行させるため、研究者の間の情報交換、連絡のための経費を弾力的に支出することが必要である。

以上の目的を達するための研究費は、その研究の内容、目的手段に応じて必要な額を機動的に支出することが必要である。このためには、政府の出資による資金のある「科学研究基金」（仮称）を設けるのが最もよい。

また、この資金をその本来の目的に従って管理運営するためには次の原則が満されていることが必要である。

- (1) この資金からの研究費の支出は、研究者の要求に基づき必要額が速やかに、機動的に支出されなければならない。
- (2) 支出するか否かは、研究内容が明らかで、科学の立場から見て妥当であるか否かの判断でなされるべきであり、あまりに他との釣合等にとらわれず、臨時支出されることが望ましい。
- (3) 上記(2)の研究の内容の判断は科学者の責任で行ない、このような責任を持つために、科学者から構成される研究費配分のための組織をつくることが必要である。また、配分した研究費による研究の点検も、この組織の責任で行なうべきである。
- (4) 本資金の機能は、それが、流動的、弾力的に支出されることにあるので、従来の予算会計制度に捉われない運用が必要である。
- (5) 本資金は、国公私立大学、研究機関などにおいて行なわれる研究に対しても、個人に対しても支出されるべきものとする。なお、日本学術会議においてなされる将来計画の検討にも支出されるものとする。
- (6) 本資金の少くとも、10%程度は人文・社会科学の研究に支出されるものとする。

以上の諸条件を満すような「研究基金」（仮称）の管理・運営研究費の配分を行うための組織を確立することが必要である。

なお、本資金の規模については、研究者の要求、研究費の性格などから、大体において、科学的研究に関する国の予算額の10～20%程度と考えられる。これにもとづいて1971年における本資金の総額300億円となることを期待する。

（注） (1) 本基金には次のものを含まれるものとする

研究連絡、将来計画検討のため	約 2 億円
海外との研究連絡・共同研究・海外調査	" 10 "
流動研究費・奨励研究生（人件費）	" 5 "

を含むものとする。

(2) なおこの資金の目的・性格から1件の金額は数千万円程度以下と考えられる。

科学研究計画第1次5か年計画総括表

既に、勧告並びに計画の説明において、基礎的な考え方及び内容は明かにしてあるが、ここに一応

の総括表を掲げる。既に度々注意したように、この全体の数字は、単に数量的に捉えることを目的としたものではなく、全計画が調和のとれたものであること、相互間に有機的関連のあること、したがって部分的にも全体的にも一貫した体系をなすものであることを理解し、基本的な考え方についてその取扱いを考えられたい。

次に注意すべき点は、本計画には、科学・技術の全領域（人文・社会科学を含む）が含まれているという点である。それは日本学術会議が、すべての科学・技術の分野を網羅しているからである。ただ、会議会員の構成上、すべての分野に平等に同じ精度をもって検討を行うことは不可能であったし、今後も自ら限度があるであろう。本表において、◎なる印を付した部分は、特にそのような部分であり、△印を付した部分には一部そのようなものを含んでいることを示している。

なお、1965年4月、長期研究計画調査委員会が中間報告Ⅲとして一般の討議に付した資料に掲げられた数字と本表とは大きな相違はない。（区分についての順位の変更がある）。ただし、今次の表には、一応人件費まで含めて示してあるので、数字が大きくなっている点は比較に際して留意されたい。

この数字は、既述の如く、全体として基礎資料から積み上げられたものであるが、総計した結果は、国家予算の約10%前後にあたっている。

金額の計算に際しては1965年現在の物価水準によった。

物価水準の変動に応じて自動的にその数字は読みかえるものとする。

研 究 費 の 体 系	5年後に到達する目標(年間)
1) 経 常 的 研 究 費	億円
A) 大学（私大研究費援助を含む）	2,040
◎B) 国 立 試 験 研 究 機 関（注）	580
2) 計 画 的 研 究 費	
△A) プロジェクト研究、共同研究	
△B) 研究所、研究機関等の装置・拡充	200
△C) 極めて多額な研究施設	
研究費を要する研究	200
3) 共 通 研 究 基 盤	100
4) 科 学 研 究 基 金（仮称）	300
合 計	3,420

（注）既に説明の箇所で記したように、この中には、便宜民間研究への委託、補助及び各省特別調整費を含む。

（参考資料）

科学研究基金（仮称）の制度に関する試案

日本学術会議研究費委員会

I 科学研究基金の制度が必要な理由

I-1 科学や技術は急速に巨大化しつつあり、国の予算のなかで占める科学および技術の振興に要する経費は今後ますます増大することが予想される。これに対処するためにはその経費に関す

る予算体系の抜本的整備が急務であって、国が政策として本格的に対処すべき重大な課題である。

I - 2 経済社会の要求 公共の要求に直接基づき行なわれる研究は次第に大型となり、いわゆる研究の計画化が行なわれる傾向にある。計画化された大型の研究には事業予算の形で研究費が支出され易いが、その反面未だ独創的段階にある基礎科学の研究には研究費が支出されにくく、かえってこれを圧迫する傾向を生ずるおそれさえも予想される。予算体系の整備にあたっては、計画的研究の推進策と並行して基礎的科学研究の育成強化に具体的な方策がたてられなければならない。

I - 3 基礎科学の研究は主として大学、各種研究機関における不斷の研究活動によって確保され、その経費はいわゆる経常経費によっている。経常的経費の総額は決して少ないものではなく予算体系のなかで占める比重は大きいが、その適正な額を見積ることは容易ではない。現在は研究者の、人頭経費の形で積算されている。この方式は研究の自由を保障する観点から意義があるが、他方研究分野の性格、研究対象ならびに研究者の能力が異なることを思えば画一的な積算の基礎をきめることは困難であるのみでなく方法自体も問題がある。この両面の要求に対処するため、画一的な積算の基礎は、ある限度にとどめてこれを保障するとともに、別に研究の性格、研究者の能力を含めて必要な事情を考慮して配分しうるような予算を用意することがのぞましい。この後者に相当するものとして、予算体系のなかに研究者の申請に基づき審議を経て配分するような制度を強化する必要がある。このような制度としてここに新たに提案するものを科学研究基金（仮称）とよぶ。

I - 4 基礎科学の振興のために特に必要な処置として

- i) 予算行使の時期に関して機動性をもたせること。
- ii) 事項に関して流動的な使用を可能とする配慮がのぞましい。
 - a) 科学研究が基礎的なものでは、研究者の創性が尊重されることが第一義的に必要であり、研究の対象・進展に関してあらかじめ予測することは屢々困難である。このような研究を援助するためには時期に応じて有効に経費の支出が可能であるような予算の機動的使用が許されることが要望される。
 - b) 基礎科学の振興のための経費は、直接研究に使用される経費のみでなく、研究者間の協力、交流、成果の発表、情報の交換などその内容は国内的にも国際的にも極めて多岐にわたるものがある。これらの活動が有機的な関連をもって有効に行なわれるためには、その経費は予め総括的に準備され、実際の必要性に応じて配分しうるよう予算が事項にかかわらず流動的に行使されることが要望される。

I - 5 以上の如き基礎科学の振興に必要な特殊性を満足する予算体系の形として科学研究基金が要望される。すなわち国予算のなかに、毎年一定の額を用意し、これを一括して基礎科学の振興に当てるものとする。このような制度では同時に予算の配分の機構を確立することが最も重要である。基金の制度が必要な理由はこの配分の機構を確立するためである。

II 科学研究基金の制度の構想

II - 1 基金の規模

学術会議の第1次5か年計画では国の科学・技術振興に要する経費は昭和46年度において3,400億円となることを期待し、そのなかで科学研究基金は300億円としている。これは全予算の約10%弱に相当するが、これによって経常的研究費は必要にして最低の基準におさえている。これを逆にみれば、この基金の額は経常的経費が少なくとも最低の額において保障されたことを想定している。基金の額は毎年ある一定の根拠に基いてきめられるものとするのがよい。経常経費、または全体の研究予算に対する比率などに基づいて決める。

参考：文部省科学研究費の申請状況と予算額

	申請件数	申請金額	予算金額
40年度	17,361	189億円	30.7億円
41年度	18,997	220	37.8
42年度	20,180	236	41.0

II - 2 基金の配分の対象

基礎科学の振興に必要な経費で画一的な経常予算のほかに特にその必要性が認められるもの、機動的に支出され、あるいは流動的に行使されることがのぞましい。直接研究に使用する費用のほか、資料の収集、成果の発表、情報の交換、国際協力、国際交流に要する費用、または研究体制の整備、研究組織の運営に要する費用も含む。物件類のみでなく人件費にも使用しうる。具体的には次のようなカテゴリーが想定されるであろう。

(1) 一般研究（現在の文部省科研費各個研究に相当するが、現在の機関研究の一部に相当するものも本質的にこのなかに含まれるであろう）

A : 1,000万円以下 B : 200万円以下

申請者：個人（国公私立大学、各種研究機関、民間研究者も入りうる）

(2) 協同研究：（数名の研究者のグループが協同して行なう具体的なプロジェクト、現在の総合研究、特定研究を改善したものに相当する）

1件は1,000万円～10,000万円

申請者：代表者（国公私立大学、各種研究機関）

(3) 機関充実費（特に緊急に必要とされる機関の研究用器機、設備の充実、資料の収集、図書の購入などで現在の機関研究費とは性格を異にするが、その一部はこれに含まれるであろう）

申請者：機関の長（国公私立大学）

(4) 研究旅費（国際会議、研究調査のための海外出張旅費、特別な研究旅費の場合は国内旅行も含みうる）

申請者：個人、研究代表者

(5) 流動研究員 奨励研究生（特に博士研究員の制度を拡大充実すると共に、新に大学院学生に相当する程度の研究者に対しても奨励研究生の制度を設け、大学、全国共同利用研究所、国立研究機関における研究員にあてる）

申請者：i) 研究所、機関（配分の要求）

ii) 個人（自ら申請する本人）

- (6) 成果刊行費（学術誌特に、欧文誌の発行の援助の拡大強化）
申請者：学協会、機関、個人
- (7) 国際協力（国際的協力事業、国際会議の開催、海外研究者の招へいなど）
申請者：学術会議
- (8) 研究体制（長期研究計画の調査、研究会議の運営、基金の運営調査に要する費用も含む）

II - 3 基金の管理・運営

基金の管理・運営は科学技術研究基金委員会（仮称—以下委員会と呼ぶ）を設け、その責任において行う。

委員会は9名（または17名）程度の専従する科学者によって構成される。委員は学術会議の意見を徴して選考されることを要し、その任期は3年とする。

- (1) 委員会は国の科学技術研究費のなかで基金が占めるべき適正な総額を推定する任務をもつとともに、学術会議の意見を徴した上毎年の予算に基づき基金の配分の方針を定める。
 - (2) 委員会は、基金の対象となる各種の申請事項に基づき、これを配分するために、必要に応じて研究分野毎に配分委員会または分科会などを組織し、これに諮問する。これらの専門委員会は学術会議の推薦する科学者によって構成される。
(学術会議において各研究分野の総合研究計画会議が設けられるならば、両者の意志の反映と有機的連絡が円滑に行なわれるであろう)。
 - (3) 委員会は基金が有効に活用されていることを点検する任務をもち、毎年その運営、情況および研究成果に関して報告書を作成する。
- 報告書は予め学術会議に対して提出され、学術会議はこれに対して意見をのべなければならない。報告書は学術会議の意見を附して、はじめて正式なものとなる。
- (4) 基金の管理、運営を円滑に行なうため、また特に基礎科学の研究の実情を調査するため充分に整備された専属の事務機構を設ける。

II - 4 科学技術研究基金を扱う機関

基金は毎年一括して一定の総額が設定され、これを前項の各種の目的に応じて機動的に配分行使しうるところに特徴がある。従って従来の予算会計制度に捉われず弾力的に運用される必要がある。このためには、既存の省庁の一部局が、これを扱うよりは別に新たな組織を設けるのがよい。このような組織は、基金の精神とその性格を満足させるような運営に最も適した組織であることを要する。

7 - 3 8

麻発第1471号 昭和42年11月29日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部および厚生各大臣)

人体基礎生理学研究所（仮称）の設立について（勧告）